

会議録

1. 附属機関の名称：犬山城保存活用計画策定委員会

2. 開催日時：令和3年3月2日（火）

3. 開催場所：書面による会議開催

4. 書面表決書を徴した委員

委員 麓 和善、白水 正、鈴木正貴、千田嘉博、高瀬要一
成瀬正浩、成瀬淳子、宮田昭男、岡地喜代春、水谷 守

5. 議題

（仮称）国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画策定について

(1) （仮称）国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画案について

(2) 計画名について

6. 会議要旨

（仮称）国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画策定について

(1) （仮称）国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画案について

事務局より、前回提示案からの修正箇所について説明。まとめた計画書（案）を提示し、意見の収集と承認についての採決を行った。

（第1章 計画策定の沿革・目的について）

委員：「文化遺産」という表現があるが、「歴史的文化遺産」とした方がいいのではないか。

事務局：保存活用計画の範囲には名勝木曾川の指定範囲も含まれるため、歴史のみならず景観上の価値も顕わす「文化遺産」の表記を採択する。

（第2章 文化財の概要について）

委員：「石垣調査の成果」の各曲輪の説明において、櫓に係る記述のあるもの、ないものが混在している。統一した方がよいのではないか。

事務局：ここは石垣調査の成果を記載する箇所であり、建造物にかかる記述は不要。削除する形で統一する。

委員：郷瀬川の開削により遺構が分断され、川以東は城域外のように見えるが、丑寅櫓跡も城域に含まれることを記載すべきではないか。

事務局：郷瀬川が本来の城域に入り込む形で開削されたこと、また、それに伴う遺構への影

響について、「城山東麓」の部分に記載済み。

(第3章 大綱・基本方針について)

委員からの質疑なし

(第4章 保存管理について)

委員：「本質的価値を構成する諸要素」の図に発掘調査の成果として、西御殿跡で確認された井戸等の遺構を表記してもらいたい。

事務局：図では、個別の遺構を表記するのではなく、全体を「西御殿跡」として表記している。確認された遺構の内容は、各諸要素の概要と現状の表に記載した。

委員：三光寺山地区について、「発掘調査が行われていない」と記載されているが、平成23年度に実施しているのではないか。

事務局：平成23年度の調査は三光寺山地区の東方で、今回の地区分けでは西御殿地区の範囲に含まれる。

委員：城山外縁地区の図に、瓦溜りが一カ所欠落していると思われる。

事務局：瓦の採集量が少ないため、瓦溜りとして扱わないこととした。

委員：「部位設定と保護方針」において、城内の説明板で掲載洩れのものがある。

事務局：説明板は将来的に撤去・更新を予定する基準5に該当するため、写真に写ったもののみ記載している。写真に写っていないものは、同種のものと同じ基準で取扱う。

委員：追加指定の可能性のある場所として丑寅櫓跡を追加した方がいいのではないか。

事務局：丑寅櫓跡全体の残存状況は把握できていないが、石垣の一部が残存すること、また、古写真や絵図により場所が特定できることから、例として追加することとする。

(第5章 防災について)

委員：緊急連絡体制の図が、天守及び史跡双方に関するものであることが分かりにくい。

事務局：説明文の冒頭に「史跡及び天守において」という記述を追加する。

(第6章 活用について)

委員：遺構等の公開状況について、曲輪石垣が視認し難くなっている理由を記載した方がよい。

事務局：非公開範囲となっているため視認し難い状況である旨追記する。

委員：天守の公開時間については、延長の条件（催事）を限定しない方がいいのではないか。

事務局：「関係者と協議のうえ、延長の場合あり」という表記に変更する。

委員：犬山城の入場登閣者数の表記が「実入場者数」となっているが、「入場者数」でよいのではないか。

事務局：「入場者数」に修正する。

(第7章 整備について)

委員：天守雨除けテントの撤去・更新や売店及び茶室等の撤去については、実施は別にしても検討は早期に行うことを記載すべきだ。

事務局：重要な課題であるため、検討については早期に実施する旨追記する。

委員：縄張りに関する「保存のための整備」「活用のための整備」の方針を明示すべきだ。

事務局：「縄張り」とは石垣や道、堀等の集合体として構成されるものであり、石垣等個別の要素の保存や活用整備が縄張りの整備に繋がると考える。「縄張り」として破損や劣化への対応策を記載するのは困難であるため、縄張りの保存方針については、第4章の「個別の諸要素の具体的な保存方法」に記載した。一方、「活用のための整備」内の「失われた石垣、堀跡、道跡等の復元整備」は、縄張りの復元整備に係る内容であるため、「縄張り（失われた石垣、堀跡、道跡等）の復元整備」とし、内容もそれに合わせて修正する。

委員：「(4) 諸施設の整備方法」にある「その他の管理施設、便益施設としての建築物」が何を指しているのか分かりにくい。

事務局：犬山城管理事務所、券売所等の具体例を追記する。

委員：杉の丸の公開方法を検討するだけでなく、神社等となっている他の曲輪についてもその区域が城郭の一部であることが来訪者に理解できるような工夫を行う旨を記載してはどうか。また、縄張り構造を来訪者に分かり易く伝えるため、各曲輪に関する解説を充実させる必要がある旨も記載してはどうか。

事務局：案内施設の整備方法に、「犬山城の縄張り構造をわかりやすく伝えるため、公開範囲の拡大を視野に入れ、各曲輪の解説を充実させるとともに、本来の通路である大手道から天守までの観覧ルートを周知する。」の一文を追記する。

(第8章 運営・体制の整備について)

委員からの質疑なし

(第9章 今後の取組みについて)

委員：施策の実施期間について、「公開範囲の検討」は「中期」だけではなく「短期」から着手してもいいのではないか。また、「失われた石垣の復元に向けた調査・整備」及び「案内施設の整備」も「中期・長期」ではなく「短期」から着手できるのではないか。

事務局：「公開範囲拡大の検討」を本格的に検討するには、関係機関等との協議が必要となるため、中期からの実施としている。また、予算及び職員配備の都合上、全ての調査整備を同時期に着手することは困難である。

(巻末資料について)

委員：古写真の撮影時期を表記した方がよい。

事務局：追記します。

(全体)

委員：「建物」「建造物」「建物跡」など、表記が統一されていないのではないか。

事務局：天守や移築された門・櫓などの現存する歴史的建造物は「建造物」、管理事務所や売店等廃城後に活用・管理等を目的として建てられたものは「建築物」、建造物が建てられていた場所については「建物跡」というように、示すものの種類により使い分けている。

委員：「馬出」は「馬出し」と表記すべきではないか。

委員：現存している堀については「堀跡」ではなく「堀」と表記すべきではないか。また、「縄張」は「縄張り」とすべきだ。

事務局：「馬出し」、「縄張り」の表記で統一し、現存している歴史的建造物の表記から「跡」を削除する。その他の表記も併せ再度全体を見直し、字句の修正等を行う。

委員：発掘調査を継続的に行った上で整備するという方針を明確に示した方がよい。

事務局：発掘調査に限らず、調査研究を進めることは根本的な考え方として大綱に記載している。

表決結果：承認する 10 名、承認しない 0 名 上記より、本計画案は承認された。
--

(2) 計画名について

計画名候補を 4 案提示し、採決を行った。

① 国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画

② 史跡犬山城跡・国宝犬山城天守保存活用計画

③ 犬山城保存活用計画（国宝天守・史跡）

④ 犬山城保存活用計画（史跡・国宝天守）

委員：これまでの刊行物や本委員会の名称が「犬山城」で天守及び史跡の双方を表していること、また、文化財の指定は天守が先であることから、③の「犬山城保存活用計画（国宝天守・史跡）」が適切と考える。

委員：公的刊行物なので、文化財の正式名称を使用した、①の「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」とすべきではないか。

委員：土地に対する史跡の保存・活用が基本にあって、国宝天守の保存・活用も適切に行うことができる。②の「史跡犬山城跡・国宝犬山城天守保存活用計画」がよいのではないか。

表決結果：① 6 名、② 1 名、③ 2 名、④ 1 名

上記より、①の「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」を計画名と決定した。